



「110番の日」広報活動

1月10日、「110番の日」の広報活動として、松浦高等学校において、同校なぎなた部の協力のもと、

110番通報の適切な利用

を呼びかけました。

広報活動では、一日警察署長の委嘱状交付のほか、不審者が構内に侵入してきたとの想定により、模擬110番通報や不審者対応訓練、護身術の指導を実施。

また、なぎなた部が

「いたずら110番」

「飲酒・喫煙・深夜徘徊」

「歩きスマホ」

「SNS犯罪被害」

「特殊詐欺への加担」

の横断幕を切断し、根絶宣言を行いました。



一日警察署長



なぎなた部による根絶宣言



不審者対応訓練

平成30年中の県内における110番通報は、

総受理件数 76,420件(一日平均 約209件)で

うち非有効受理件数 18,224件(一日平均 約50件)

誤接続 5,788件

いたずら 3,900件

無応答 2,286件

となっています。

いたずら110番は、刑法あるいは軽犯罪法に触れるだけでなく、多くの警察官や関係者が、いたずらに振り回され、真の事案への対応に影響を及ぼすこととなります。

110番通報は、事件や事故発生時等の緊急電話であることを理解していただき、緊急でない相談や問い合わせにあっては、「#9110」又は「松浦警察署」に電話をお願いします。